

配信課題Ⅲ-7(法規)

© 2018 建築士の塾

※平成30年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 事務所は、その規模にかかわらず、「特殊建築物」に該当しない。
2. 天井面から55cm下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で覆われたものは、「防煙壁」に該当する。
3. 建築物に設ける、物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のものは、「建築設備」に該当しない。
4. 防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものは、「特定防火設備」に該当する。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が所定の基準に適合すると認めて許可した建築物については、建築物の容積率の算定に当たって、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しない。

2. 日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和の規定において、建築物の敷地の平均地盤面が隣地(建築物があるもの)又はこれに接続する土地(建築物があるもの)で日影の生ずるものの地盤面より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、当該高低差から1mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
3. 高度利用地区内において、建築物の容積率の最高限度に係る場合について算定する場合、その建築物の延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。
4. 前面道路の境界線から後退した建築物の各部分の高さの制限の適用において、当該建築物の後退距離の算定の特例を受ける場合、ポーチの高さの算定については、地盤面からの高さによる。

問題 3

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物である認証型式部材等で、その新築の工事が建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、完了検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。
2. 建築主は、鉄骨造、延べ面積200㎡、平家建ての事務所を新築する場合においては、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物を使用することができる。
3. 都市計画区域内において、ホテルを新築するために、鉄骨造、延べ面積300㎡、地上2階建ての仮設の工事管理事務所を、工事現場から50m離れた別の敷地に新築する場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。
4. 建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上4階建ての寄宿舎の新築の工事において、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程(特定行政庁が指定する工程はない)を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の新築工事の検査済証の交付を受ける前において、当該建築物の仮使用の認定を行うのは、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関である。
2. 都市計画区域内における高さ5mの広告板の築造については、確認済証の交付を受けなければならない。
3. 指定確認検査機関は、確認済証の交付をしたときは、確認審査報告書を作成し、当該確認済証の交付に係る建築物の計画に関する所定の書類を添えて、これを建築主事に提出しなければならない。
4. 都市計画区域内における延べ面積200㎡の鉄骨造の平家建の事務所の大規模の模様替については、確認済証の交付を受ける必要はない。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するときは、原則として、当該材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に所定の数値を乗じて得た面積については、当該居室の床面積を超えないようにしなければならない。
2. 住宅の居室で地階に設けるものは、所定の基準によりからぼりに面する一定の開口部を設けた場合、壁及び床の防湿の措置等衛生のための換気設備は設けなくてもよい。
3. 中学校における床面積70㎡の教室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、原則として、14㎡以上としなければならない。
4. 集会場における客用の階段に代わる高さ1.5m、勾配 $\frac{1}{8}$ の傾斜路で、その幅が3mの場合においては、中間に手すりを設けなければならない。

問題 6

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法による確認は行われていないものとする。

1. 地上2階建ての建築物に用いる耐火構造の耐力壁に必要とされる耐火性能は、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであり、かつ、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。
2. 不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料に必要とされる不燃性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものでなければならない。
3. 耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備に必要とされる遮炎性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものでなければならない。
4. 耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は、建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。

問題 7

耐火建築物等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内において、地下1階、地上2階建ての事務所を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。
2. 準防火地域内において、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての自動車車庫(各階を当該用途に供するもの)を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。
3. 準防火地域内において、延べ面積1,000㎡、平家建ての倉庫を新築する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
4. 防火地域及び準防火地域以外の区域内において、延べ面積2,500㎡、地上3階建ての学校を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。

問題 8

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 1階及び2階にそれぞれ床面積600㎡の展示場を有し、3階以上の部分を事務所とする建築物(主要構造部が準耐火構造であるもの)において、当該展示場部分と事務所部分とは、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合、防火区画しなくてもよい。
2. 準防火地域内の準耐火建築物である延べ面積1,200㎡の地上2階建ての体育館で、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものは、防火区画しなくてもよい。
3. 延べ面積300㎡の地上3階建ての一戸建て住宅(主要構造部が準耐火構造であるもの)の昇降機の昇降路の部分とその他の部分とは、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめられた場合、防火区画しなくてもよい。
4. 防火区画に用いる特定防火設備は、常時閉鎖又は作動をした状態にあるものとしなければならない。

問題 9

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 排煙設備を設けなければならない建築物(避難上の安全の検証は行われていないもの)において、2以上の防煙区画部分に係る排煙機にあっては、原則として、一の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、1分間に、 120m^3 以上で、かつ、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のもの床面積 1m^2 につき 2m^3 以上の空気を排出する能力を有するものとしなければならない。
2. 1時間当たりの換気回数が0.5の機械換気設備を設けた事務室の内装の仕上げに、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いるときは、当該材料を用いる内装の仕上げの部分の面積の合計に0.15を乗じて得た面積が、当該居室の床面積を超えてはならない。
3. 国土交通大臣は、エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものの型式について、申請により、型式適合認定を行うことができる。
4. かごを主索で吊るエレベーターにあっては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造をエレベーター強度検証法により確かめる場合において、かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分以外の部分は、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃により損傷を生じないことについて確かめなければならない。

問題 10

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられた場合、防火区画に関する規定の一部が適用されない建築物は、主要構造部が不燃材料で造られた建築物に限られる。
2. 階数が3で延べ面積が2,000㎡のボーリング場には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
3. 準防火地域内において、階数が1で延べ面積が400㎡の不燃性の物品を保管する倉庫(市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして所定の構造方法を用いるもの)の屋根に必要とされる性能に関する技術的基準は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであることである。
4. 建築面積が500㎡の建築物の小屋組が木造である場合においては、原則として、けた行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。

問題 11

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 炭素鋼を構造用鋼材として使用する場合、短期に生じる力に対する曲げの許容応力度は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度と同じ値である。
2. 建築物の地上部分に作用する地震力について、許容応力度等計算を行う場合における標準せん断力係数は0.2以上又は0.3以上とするが、必要保有水平耐力を計算する場合における標準せん断力係数は、1.0以上としなければならない。
3. 高力ボルトの短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度は、引張りの材料強度の $\frac{2}{3}$ の値である。
4. コンクリートの引張りの許容応力度は、原則として、圧縮の許容応力度の $\frac{1}{10}$ の値である。

問題 1 2

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、限界耐力計算(それと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さは、原則として、5 cm以上としなければならない。
2. 鉄筋コンクリート造の建築物においては、コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、原則として、コンクリートの温度が1℃を下らないようにしなければならない。
3. 補強コンクリートブロック造の建築物においては、各階の補強コンクリートブロック造の耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、60㎡以下としなければならない。
4. 地上3階建、木造住宅の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、原則として、13.5cmを下回ってはならない。

問題 1 3

建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が60度を超える場合においては、零とすることができる。
2. 雪下ろしを行う慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が1mを超える場合においても、積雪荷重は、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を1mまで減らして計算することができる。
3. 建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効にさえぎる他の建築物、防風林その他これらに類するものがある場合においては、その方向における風圧力の計算に用いる速度圧は、所定の数値の $\frac{1}{2}$ まで減らすことができる。
4. 建築物の地下部分の各部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に、原則として、所定の式に適合する地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。

問題 1 4

都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地方公共団体は、階数が3以上である建築物の敷地が道路に接する部分の長さについて、条例で、必要な制限を付加することができる。
2. 「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」による新設の事業計画のある幅員8mの道路で、3年後にその事業が執行される予定のものは、建築基準法上の道路ではない。
3. 工事を施工するために現場に設ける事務所の敷地は、道路に接しなくてもよい。
4. 土地を建築物の敷地として利用するため袋路状道路を築造する場合、特定行政庁からその位置の指定を受けるためには、その幅員を6m以上とし、かつ、延長を35m以下としなければならない。

問題 15

都市計画区域内における次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内の「延べ面積160㎡、地上2階建ての理髪店兼用住宅(居住の用に供する部分の床面積が120㎡のもの)」
2. 第二種住居地域内の「延べ面積400㎡、地上2階建てのカラオケボックス(各階を当該用途に供するもの)」
3. 商業地域内の「延べ面積1,000㎡、地上2階建ての日刊新聞の印刷所(各階を当該用途に供するもの)」
4. 用途地域の指定のない区域(市街化調整区域を除く。)内の「客席の部分の床面積の合計が12,000㎡、地上5階建ての観覧場(各階を当該用途に供するもの)」

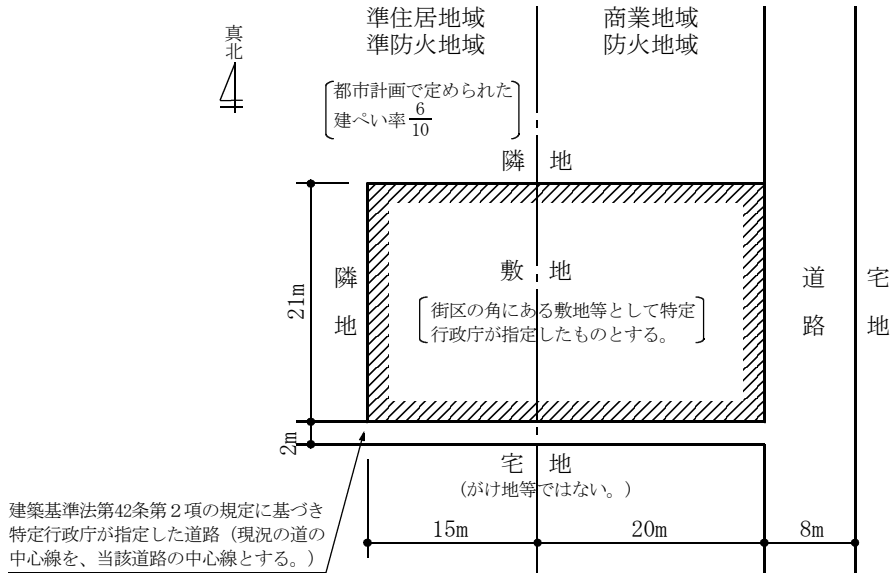
問題 16

準防火地域内に建築物を新築する場合、建築基準法上、**耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる**ものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も、主要構造部が不燃材料で造られたものであり、各階を当該用途に供するものとする。

1. 延べ面積200㎡、平家建ての自動車修理工場
2. 延べ面積1,500㎡、地上3階建ての共同住宅(各階の床面積500㎡)
3. 延べ面積600㎡、平家建ての博物館
4. 延べ面積1,000㎡、地上2階建ての機械製作工場(各階の床面積500㎡)

問題 17

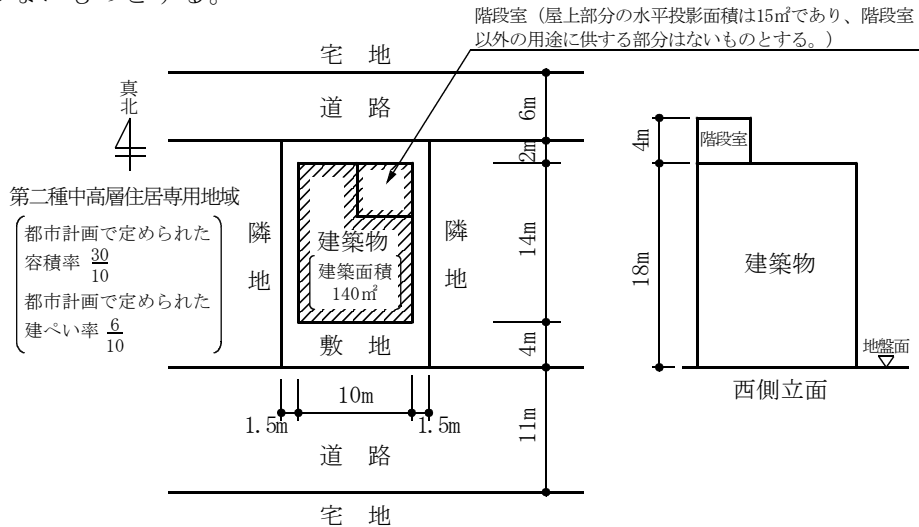
図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる**建築面積の最大のもの**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。



1. 580 m²
2. 610 m²
3. 640 m²
4. 672 m²

問題 18

図のように、敷地に建築物を新築する場合における建築物の高さに関する次の記述うち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、敷地は平坦で、隣地及び道路との高低差はなく、門及び塀はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。



1. 建築基準法第56条第1項第一号(道路高さ制限)の規定に適合する。
2. 建築基準法第56条第1項第二号(隣地高さ制限)の規定に適合する。
3. 建築基準法第56条第1項第三号(北側高さ制限)の規定に適合する。
4. 原則として、避雷設備の設置が必要である。

問題 19

建築協定又は地区計画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築協定書の作成に当たって、建築協定区域内の土地に借地権の目的となっている土地がある場合においては、借地権を有する者の全員の合意がなければならない。
2. 建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等は、建築協定の認可等の公告のあった日以後いつでも、当該土地に係る土地の所有者等の過半の合意により、特定行政庁に対して書面で意思を表示することによって、建築協定に加わることができる。
3. 地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、市町村の条例で定める壁面の位置の制限は、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは塀で高さ2mを超えるものの位置の制限でなければならない。
4. 地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、市町村の条例で定める建築物の建ぺい率の最高限度は、 $\frac{3}{10}$ 以上の数値でなければならない。

問題 20

共同住宅に関する次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。

1. 高さ31m以下の部分にある3階以上の階であつても、共同住宅の用途に供する部分には、非常用の進入口を設けなくてもよい。
2. 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は算入しないが、エレベーターの昇降路の部分の床面積は算入する。
3. 建築物の5階以上の階を共同住宅の用途に供する場合には、避難の用に供することができる屋上広場を設けなければならない。
4. 地方公共団体は、共同住宅の規模に因り、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

問題 2 1

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「設計」とは、その者の責任において設計図書を作成することをいい、「構造設計」とは構造設計図書の設計を、「設備設計」とは設備設計図書の設計をいう。
2. 「工事監理」とは、その者の責任において、建築工事の指導監督を行うとともに、当該工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
3. 設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含めた、建築物の設計を行うことができる。
4. 建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。

問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 二級建築士であっても、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合は、一級建築士事務所の開設者となることができる。
2. 一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、一級建築士として3年以上の設計又は工事監理に関する業務に従事した後に所定の講習の課程を修了した建築士でなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。
4. 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準については、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、定めることができる。

問題 2 3

次の記述のうち、建築基準法及び建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士でなければ行ってはならない建築物の設計及び工事監理を二級建築士が行い、工事が施工された場合、当該建築物の工事施工者は罰則の適用の対象とならないが、当該二級建築士は罰則の適用の対象となる。
2. 建築基準法の構造耐力の規定に違反する建築物の設計を建築主が故意に指示し、建築士がそれに従って設計及び工事監理をした場合、当該建築主及び当該建築士のいずれも罰則の適用の対象となる。
3. 特定行政庁が特定工程の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事を、工事施工者が当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受ける前に施工した場合、当該工事施工者は罰則の適用の対象となる。
4. 法人である建築士事務所の業務として、その代表者又は従業員が、建築基準法の構造耐力の規定に違反する特殊建築物等を設計し、工事が施工された場合、当該法人は、1億円以下の罰金刑の適用の対象となる。

問題 2 4

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 確認済証の交付に当たっての審査において、建築主事による必要な事項についての質問に対して、当該建築物の設計者である建築士が虚偽の答弁をした場合においては、当該建築士は罰則の適用の対象となる。
2. 建築主により工事監理者が定められていないまま、一級建築士でなければ設計できない建築物の工事をした場合においては、当該建築物の工事施工者は罰則の適用の対象となる。
3. 建築主は、設備設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の工事をする場合においては、設備設計一級建築士である工事監理者を定めなければならない。
4. 構造設計一級建築士は、建築士事務所に属せず、教育に関する業務を行っている場合であっても、構造設計一級建築士定期講習を受けなければならない。

問題 2 5

次の建築物を新築する場合、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、**建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない**ものはどれか。

1. 床面積の合計1,000㎡の銀行
2. 床面積の合計3,000㎡の共同住宅
3. 床面積の合計2,000㎡のホテル
4. 床面積の合計1,500㎡の飲食店

問題 2 6

一級建築士によるイ～ニの行為について、建築士法に基づいて、当該一級建築士に対する**業務停止等の懲戒処分の対象となる**ものは、次のうちどれか。

- イ. 建築確認の必要な建築物について、当該建築物の設計者として、建築確認の申請を行わずに工事を施工することについて、当該建築物の工事施工者からの相談に応じた。
- ロ. 建築物の工事監理者として適正な工事監理を十分に行わなかったため、設計図面と異なる施工が行われた。
- ハ. 建築確認の必要な建築物について、建築確認の申請の代理者及び工事監理者でありながら、当該建築物が確認済証の交付を受けないまま工事が着工されることを容認した。
- ニ. 建築士事務所登録の有効期間の満了後、更新の登録を受けずに、業として他人の求めに応じ報酬を得て設計等を行った。

1. イとロとハとニ
2. イとロとニのみ
3. ロとハとニのみ
4. イとハのみ

問題 27

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、所定の規模以上の一団の土地の区域について、土地所有者等は、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。
2. 規模が1 ha以上の運動・レジャー施設である工作物の建設のための土地の区画形質の変更は、原則として、「開発行為」に該当する。
3. 都市計画法第65条第1項に規定する告示の前においては、都市計画施設の区域内において、地上2階建ての木造の建築物を新築する場合にあっては、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
4. 開発許可を受けた開発区域内の土地において、当該開発行為に関する工事用の仮設建築物を建築するときは、都道府県知事の承認を受ける必要はない。

問題 28

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物はいずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

1. 高さ31mを超える共同住宅に設ける非常用の昇降機は、消防の用に供する設備には該当しない。
2. 準耐火建築物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした延べ面積1,200㎡、地上2階建ての共同住宅については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
3. 収容人員が20人のカラオケボックスと、収容人員が15人の飲食店からなる複合用途防火対象物については、防火管理者を定めなければならない。
4. 劇場で、舞台(床面積300㎡)並びにこれに接続して設けられた大道具室(床面積100㎡)及び小道具室(床面積100㎡)である舞台部を有するものには、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。

問題 29

次の事項のうち、**国土交通大臣が行う**ものはどれか。

1. 宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事の許可
2. 都市再開発法による市街地再開発組合の設立の認可
3. 建築基準法による建築基準適合判定資格者の登録
4. 旅館業法によるホテル営業の許可

問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築基準法」に基づき、現行の構造耐力に関する規定に適合しない部分を有し、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている「延べ面積1,000㎡、鉄筋コンクリート造、地上3階建ての事務所」に、エキスパンションジョイントのみで接する「床面積の合計600㎡の鉄骨造の事務所」を増築する場合、既存部分は、耐久性等関係規定に適合していなくても、現行の構造耐力に関する規定の適用を受けずに当該増築をすることができる。
2. 「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に事務所(本店、支店等)を設置してその事業を営もうとする場合にあっては、国土交通大臣の免許を受けなければならない。
3. 「建築基準法」に基づき、工業地域内において、1日当たりの処理能力が100 t 以下のがれき類を破砕する産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物は、特定行政庁の許可を受けずに新築することができる。
4. 「都市計画法」に基づき、開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事を完了したときは、その旨を都道府県知事に届出を行い、検査済証の交付を受け、当該工事が完了した旨の公告があるまでの間は、原則として、当該開発区域内の土地においては、建築物を建築してはならない。